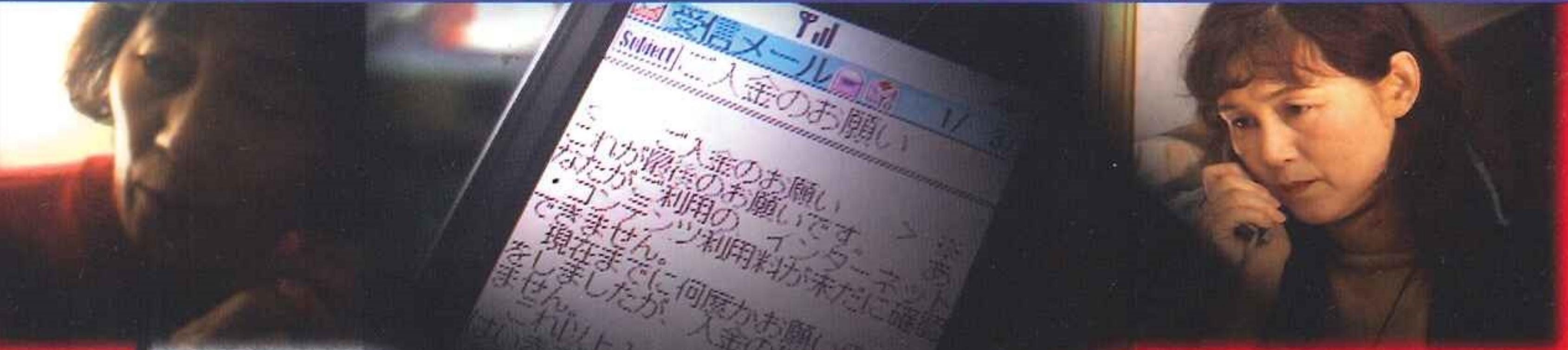


ここが危ない!

振り込め詐欺

“なりすまし詐欺” “架空請求詐欺” の撃退法



上映時間 17分

制作意図

息子や孫、夫を装い、交通事故にあったと電話をかけ、お金をだまし取る“おれおれ詐欺”改め【振り込め詐欺】。今、その手口がますます巧妙になって来ています。

警察や弁護士などになりますし、当事者の代わりに電話してきたり、架空の請求書を手紙やメールで送ってきたりするのです。金融機関や警察でも様々な手で注意を呼びかけ、新聞やテレビでその手口が報道されているにもかかわらず、残念ながらその被害は増え続けているのが現状です。

では、この巧妙化した「振り込め詐欺」の被害にあわないためにはどうしたらいいのでしょうか？この作品では、事例ごとに撃退法を紹介していきます。

作品の内容

○【振り込め詐欺】手口1～警察等を名乗る～主婦の佐藤さんが急いで電話に出ると…

「私は、港警察の山田といいます。実はご主人が事故を起こされました…」

このような劇団型の犯人たちは、設定や騙す内容も細かく打ち合わせています。

○【振り込め詐欺】手口2～実名を言う～電話する相手の家族の名前や勤め先、家族構成などを、調べた上で電話する犯人もいます。

巧妙に仕組まれた詐欺による被害者は、高齢者ばかりでなく40代以上の主婦に増えているのです。

★撃退法その1《お金の話は疑う》

警察が示談の仲介をしたり、弁護士や保険会社が事故直後に、示談金の振り込みを勧めることはありません。電話でお金の話が出たら、まず疑いましょう。

★撃退法その2《電話をかけ直す》

たとえ相手が警察と名乗っても、電話をいったん切りましょう。そして、必ず本人に連絡を取って確認しましょう。

★撃退法その3《誰かに相談する》

本人に連絡が取れないときには、誰かに相談しましょう。相談する相手は、誰でもかまいません。警察に相談しても良いのです。

○【振り込め詐欺】手口3～架空請求～請求の手紙やメールには「裁判所が許可、回収員が自宅へ」「強制執行」「勤務先を調査、給料の差押え」など不安をあおるような文面が多く、慌てて支払ってしまうのは、まさに相手の思うツボです。

★撃退法その4《利用していかなければ払わない》

「以前使ってやつが有料だったのかも…」という心理を利用した悪質な詐欺。一度支払ってしまうと、さらに追加料金を請求される場合もあるので不振な請求は無視しましょう。

★撃退法その5《個人的な情報は知らせない》

不振な請求先に、絶対に自分から連絡しないようにしましょう。メールを返信したり、確認の電話をしてはいけません。

★撃退法その6《証拠は保管》

督促メールやはがきなど証拠は保管するようにしましょう。家族が代わって払わないように、自分には覚えがないことを家族に伝えておきましょう。

★撃退法その7《警察へ届ける》

根拠のない悪質な取り立てを受けたときや支払ってしまったときは警察へ届けを出しましょう。業者にとって、簡単にお金を払うひとはいいカモです。

★撃退法その8《消費者センターへ相談》

利用していないと思ってもはっきりしないなら消費生活センターに相談してみましょう。

同じ文面の請求書が多くの人々に届いているなどの架空請求の情報やアドバイスが得られます。

■心構え■

だまされた人たちも「振り込め詐欺」のことをテレビや新聞で知っていたはずです。でも、実際に電話がかかってくると慌てて「大変だ、お金で済むなら…」と思ってしまうそうです。

いつ、あなたの家に、こうした電話がかかってきておかしくないのです。

◇関連作品◇

「おれおれ詐欺 撃退法」

ビデオ・DVD 上映時間15分

好評発売中！

●お問い合わせ、お買い上げは……



有限
会社 博映商事

10-0073 福岡市中央区舞鶴1丁目3番31

TEL. (092) 741-0306

FAX. (092) 741-6628